

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	年金生活者支援給付金の支給に関する事務 基礎項目 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務において特定個人情報を取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

枚方市長

## 公表日

令和8年2月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、年金生活者支援給付金の支給に関する事務を行う。以下、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容 1 年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査等に係る事務 2 年金生活者支援給付金受給資格者等に係る照会への回答
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表128の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 保険年金課 072-841-1407
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	主に以下の2点を徹底している。 ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、申請者にマイナンバーの提供を求め、情報の真正性確認を行う。 ②個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスのうち、人手が介在する作業には、常に二重チェックを行う等により業務を管理し、人為的ミスの発生リスクの対策を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分に行っている    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分である    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>・システムはセキュリティが確保されたネットワーク環境を整備し、定期的なアクセスログの確認等、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク等を抑制している。</p> <p>・特定個人情報を保管する執務室スペース及び執務室内のロッカー等はすべて施錠可能な環境としている。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市市役所 健康部 年金児童手当課	市民生活部 年金児童手当課	事後	
令和4年9月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 総務部コンプライアンス推進課 072(841)1221	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	
令和4年9月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 健康部年金児童手当課 072 (841)1407	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 年金児童手当課 072-841-1407	事後	
令和4年9月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2019/7/1	2022/4/1	事後	
令和4年9月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年7月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年9月14日	IVリスク監査 8. 監査 実施の有無	[ ]自己点検 [O]内部監査 [ ]外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 [ ]外部監査	事後	
令和8年2月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の95の項	・番号法第9条第1項 別表128の項	事後	
令和8年2月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	年金児童手当課	保険年金課	事後	
令和8年2月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	年金児童手当課長	保険年金課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	年金児童手当課	保険年金課	事後	
令和8年2月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年2月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年2月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	新設(追加)
令和8年2月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	主に以下の2点を徹底している。 ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、申請者にマイナンバーの提供を求め、情報の真正性確認を行う。 ②個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスのうち、人手が介在する作業には、常に二重チェックを行う等により業務を管理し、人為的ミスの発生リスクの対策を行っている。	事後	新設(追加)
令和8年2月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新設(追加)
令和8年2月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	新設(追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムはセキュリティが確保されたネットワーク環境を整備し、定期的なアクセスログの確認等、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク等を抑制している。</li> <li>・特定個人情報を保管する執務室スペース及び執務室内のロッカー等はすべて施錠可能な環境としている。</li> </ul>	事後	新設(追加)